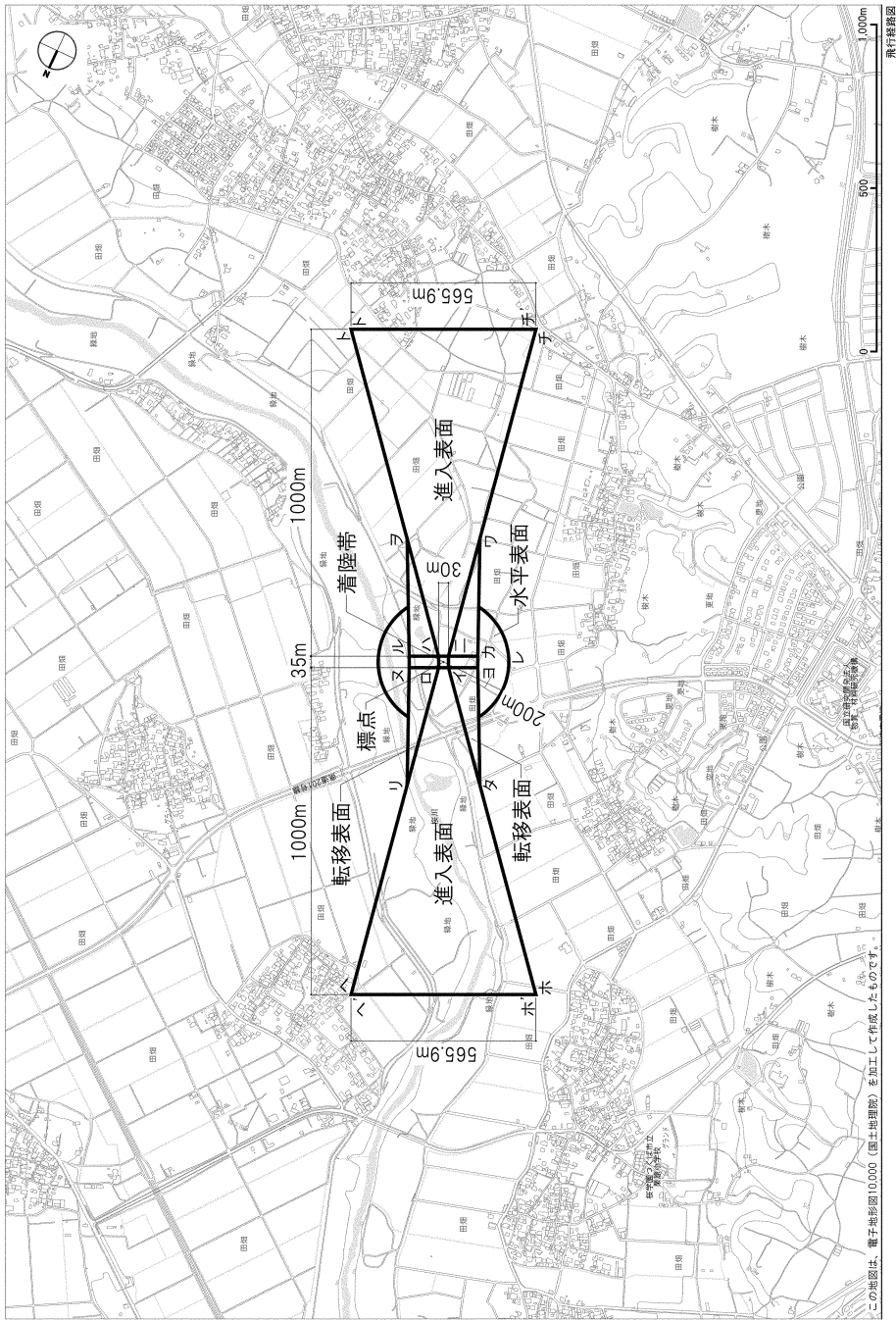


第二図 つくばヘリポート



告知

公 聴 会

つくばヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第2項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第1項の規定により公示する。

令和4年7月28日

東京航空局長 藤田 礼子

1 事案の内容

令和4年国土交通省告示第782号に係るつくばヘリポートの設置について

2 日時 令和4年8月23日14時

3 場所 市民ホールやたべ 茨城県つくば市谷田部4711番地

4 主宰者 国土交通省東京航空局空港部管理課長 (同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者)

5 公述の申出 公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各2部を令和4年8月9日17時までに必着するよう、郵便番号102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号東京航空局空港部管理課長に提出しなければならない。

6 傍聴 傍聴人の人数は70人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日12時00分から大会議室で行い、傍聴券を交付する。

記

(1) 公述できる利害関係人の範囲 航空法施行規則第80条に規定する者

(2) 公述申込書の記載事項 公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢 (法人にあつては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢) 及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項

(3) 公述書の記載事項 公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容

(4) 公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することができる。

(5) 議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。

(6) 制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。

公 告

破 産 手 続

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和4年(フ)第3677号

東京都八王子市本町16-17-202

債務者 續石 勝彦

- 1 決定年月日時 令和4年7月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩川 泰子
- 4 破産債権の届出期間 令和4年8月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和4年9月9日午前10時

6 免責意見申述期間 令和4年9月9日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第3689号

東京都目黒区南2丁目10-17 カルタス21都立大206

債務者 安部 譲

- 1 決定年月日時 令和4年7月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 造一
- 4 破産債権の届出期間 令和4年8月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和4年9月9日午前10時

6 免責意見申述期間 令和4年9月9日まで
東京地方裁判所民事第20部